



【第 65 回】 2014 年 1 月 16 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

超巧妙なアップルの租税回避策

対策のカギは実は日本が握っている

スターバックス、アップル、グーグルなど米系多国籍企業の租税回避がG8 やG20 で取り上げられ、大きな問題となっている。脱税でも節税でもないグレーの租税回避にどう対処すべきか。

実はこの問題は、米国の知財戦略と深く結び付いており、対応は簡単ではない。しかし放置しておけば、非米系のIT企業は、競争上大きな不利をこうむることになる。わが国が議長を務めるOECD租税委員会での対応がカギを握る。

ダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチ

米系多国籍企業の租税回避がG8 やG20 で取り上げられ、大きな問題となっている。租税回避というのは、違法な脱税でもない合法的な節税でもない、いわばグレーの分野で、アグレッシブなものは、私法上は問題がないものの、その結果もたらされる税効果は認められない(税法上は認められない)ものである。

しかし、どのようなスキームが「アグレッシブ」なのかについては、なかなか統一基準を設けることが難しく、ケースバイケースで考えていくしかない。

第 47 回で、英国スターバックス社のスキームについて取り上げたが、今回は最も巧妙なスキームといわれている、ダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチを紹介してみよう(次ページの図参照)。

米国アップル社は、アイルランドに 2 つの法人(子会社 A と子会社 B)を設立する。B社は、米国のチェック・ザ・ボックスルールを使ってA社の支店となる会社形態とする。

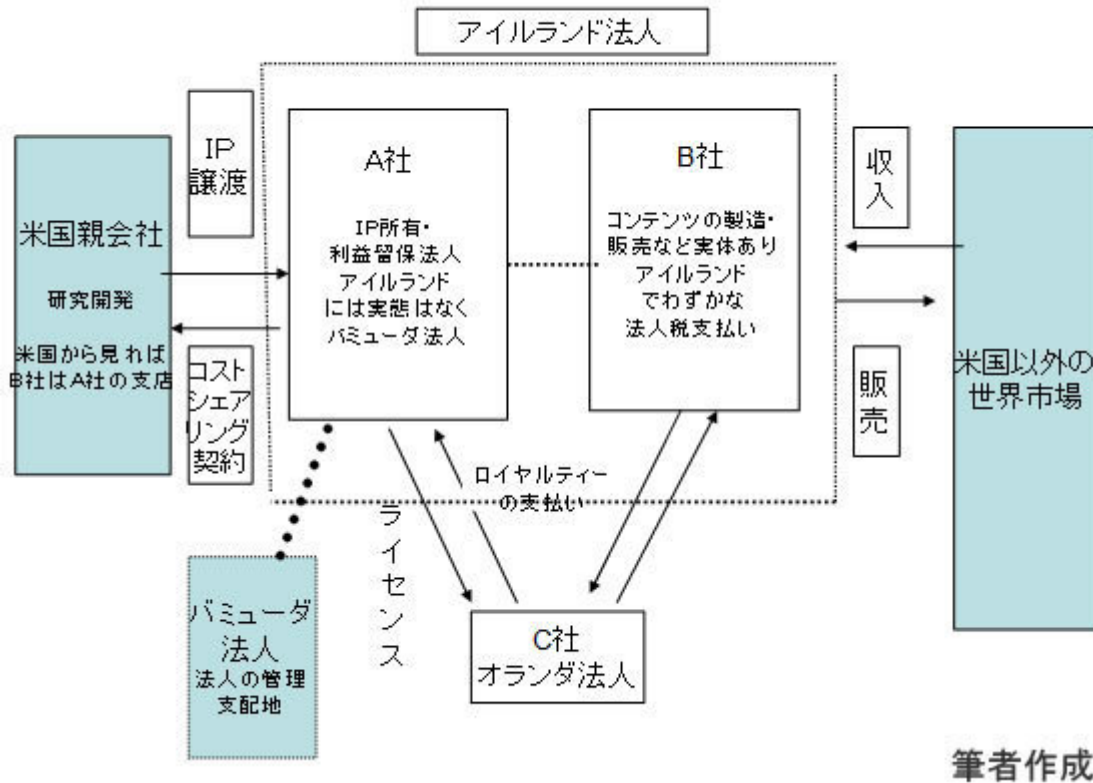
チェック・ザ・ボックスルールというのは、ある事業体を法人課税するか、出資者などの構成員に直接課税する(パススルー税制)かを、自ら選択できる(どちらを選択するか四角いボックスにチェックをつける)制度で、米国特有の制度である。

A社の事業の目的は、著作権などの無体財産権を管理する会社だが、アイルランドでは、ペーパーカンパニーである。つまり、アイルランドで登記しているものの、株式総会の開催など活動の実態はバミューダで行う。するとアイルランドの法制では、A社はバミューダ法人となる。

このようなアイルランドの法制度は、「管理支配主義」といい、実際に法人を管理している場所で内国法人かどうかを区別する。ちなみにわが国など多くの先進国は、法人登記地が法人税の納税地となる「準拠法主義」をとっている。



Double Irish with Dutch Sandwich



拡大画像表示

B社は、A社からライセンスの使用許諾を受けコンテンツを製造、米国外の市場へ販売などを行う会社で、多くの従業員を抱えている。

最後に、オランダに法人Cを設立し、B社がA社へライセンスの使用料(ロイヤルティ)を支払う場合には、オランダ法人を経由させる。これは、B社はアイルランド法人、A社はバミューダ法人なので、B社の使用料には源泉所得税がかかるのだが、オランダの租税条約を活用することにより、それを回避するためである。

この結果、次のようなビジネスモデルが完成する。アップル社は、自ら開発した知財を活用して、コンテンツなどを米国外市場に販売し収益を上げるが、その収益は、まず実際にコンテンツを配信しているB社に入ってくる。その後、オランダ法人を経由してA社に、ロイヤルティの支払いという形で送金される。

つまり利益の大部分は、バミューダにあるA社に留保され、そこでは税金はかからないので、アップル社の租税負担は劇的に軽減される。

有効な対策を講じない 米国政府と議会

米国政府は、タックスヘイブン対策税制を持っているので、このようにタックスヘイブンに利益を留保する場合には、親会社の所得と合算して課税できる。しかし、A社は、チェック・ザ・ボックスルールを使って、実際に工場を持ち従業員を雇いコンテンツを配信しているB社と一体(本支店関係)ということにしてあるので、米国の税制ではこの法人に事業実体があることになりタックスヘイブン対策税制は適用されない。

このスキームは、アップル社が米国外の市場から上げる収益を非課税にし、その資金をタックスヘイブンに留保しつつ、米国親会社が必要に応じてコンテンツ開発に活用するというスキームで、巧妙な米国企業の知財戦略といえる。

このようなスキームを持たない事業内容の類似した会社にとっては、租税負担だけハンディキャップを負っていることになる。

問題は、米国政府の対応である。一応議会は、アップル社、グーグル社などから証言を求めるなどの対応はしているものの、米国内の事業については、応分の法人税を負担していることもあり、抜本的な対策は講じていない。

このようなスキーム、とりわけチェック・ザ・ボックスルールを活用した租税回避は、ここ十数年大きな問題となっているにもかかわらず、米国政府や議会は何ら有効な対策を講じてこなかった。

斜に構えた見方をすれば、このようなスキームを温存することが米国の知財戦略であるともいえる。

日本人議長に期待　OECDの議論

これに対してG8 やG20 の首脳たちは、問題意識を共有、2012年6月OECD租税委員会に「税源浸食と利益移転への対応(BEPS、Base Erosion and Profit Shifting)」というプロジェクトを立ち上げ、2年程度の検討期間を経て、具体的な対応策を探るところとなった。

背景には、リーマンショック後の各国財政状況の悪化や所得格差の拡大を背景に、租税回避行動を見逃すことができなくなってきた、という事情もある。

このような米国企業の国際的租税回避の結果、わが国企業の競争力がおおいに損なわれているという認識を持つ必要がある。この点、わが国民間企業・経団連の反応は極めて悠長である。

幸いOECD租税委員会の議長は、財務省の浅川雅嗣総括審議官である。彼のリーダーシップの発揮を大いに期待するとともに、国内法でも、国際的租税回避防止の法制度の整備を考える時期に来ている。